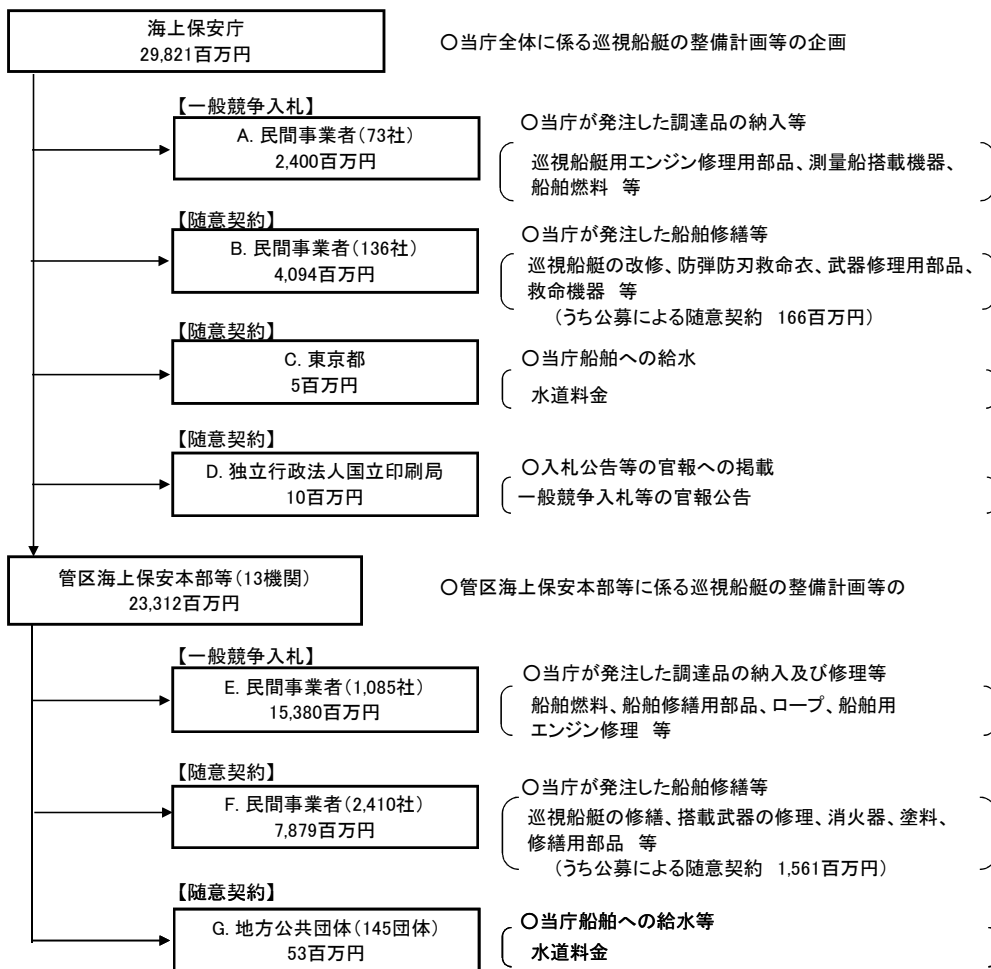


平成25年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	巡視船艇の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久		
会計区分	一般会計、東日本復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、 通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	22,634	20,563	26,555	24,240	27,503	
		補正予算	1,329	6,595	2,798	—		
		繰越し等	△ 900	△ 496	570	1,375		
	計		23,063	26,662	29,923	25,615	27,503	
	執行額		23,017	26,659	29,821			
執行率 (%)		99.8%	100.0%	99.7%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	96	95	96	
達成度		海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度
	巡視船艇等の燃料供給、船艇法定検査	活動実績 (当初見込み)	法定検査(隻)		196	163	189	
			重油(万KL)		7.4	6.2	7.5	
軽油(万KL)			5.0	6.5	5.4			
単位当たりコスト	67 (百万円/1隻)		算出根拠		単位当たりコストは、平成24年度の巡視船艇等の運航に関する経費の執行額29,821百万円を巡視船艇等の総数446隻で除したものの。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	航空機及船舶運航費	23,693	27,503	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」4.051」				
	計	23693	27503					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の修繕、燃料の供給等を行い、巡視船艇の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて巡視船艇を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定する等、修繕コストの縮減が認められる。 引き続き、調達方式の見直しや船舶管理を的確に行うことにより、修繕コストの縮減を図るべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	尖閣諸島等における領海警備を実施するための巡視船艇運航経費の増により予算要求額は増加したものの、修繕コストについては、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定する等、一部の修繕等を見送ることとし、縮減を図ることとした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-517	平成23年	23-495、23補-0063	平成24年	24-0540

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、船艇がドックにおいて定期検査の結果、追加の修理を行う必要が生じた場合、別の業者と契約し、当該業者のドックに移動して追加修理を行うことは経済的ではなく、かつ、工期が余分にかかることから、会計法により競争に付することが不利と認められる場合に該当するものとして、当初のドックと随意契約を行っている。

なお、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. サマユ株式会社			E. 株式会社りゆうせき		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
消耗品費	船舶用機器交換部品購入	472	燃料費	船舶用燃料購入	3,187
計		472	計		3,187
B. ユニバーサル造船株式会社			F. サノヤス造船株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	巡視船延命工事、測量船改修工事	3,215	役務費	巡視船定検修理、臨時修理等	736
			消耗品費	船舶用主機関交換部品購入	20
			電気料	上架船舶自活用電力	1
計		3,215	計		757
C. 東京都			G. 福岡市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
水道料	船舶用水道料	5	水道料	船舶用水道料	4
計		5	計		4
D. 独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	10			
計		10	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(73社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サマユー株式会社	船舶用ウォータージェット交換部品購入	472	1	99.9%
2	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関交換部品購入	368	1	99.7%
3	ヤンマー株式会社	船舶用発電装置購入	193	2	81.5%
4	伊藤忠エネクス株式会社	船舶用燃料費購入	186	2	86.0%
5	新潟原動機株式会社	船舶用主機関購入	136	1	95.6%
6	新東亜交易株式会社	船舶用ウォータージェット交換部品購入	97	1	97.0%
7	渦潮電機株式会社	船舶用配電盤購入	69	2	94.8%
8	JRCS株式会社	船舶用機関監視制御装置購入	65	2	99.1%
9	三井造船株式会社	測量船昭洋定検修理施工	53	1	95.0%
10	湘南工作販売株式会社	船舶用停船命令等表示装置購入	52	1	86.4%

B. 民間事業者(136社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユニバーサル造船株式会社	巡視船延命工事、測量船改修工事	3,215	随意契約	-
2	三菱重工業株式会社	船舶用業務用装置購入	413	随意契約	-
3	湘南工作販売株式会社	船舶用業務用装置購入	43	随意契約	-
4	日本無線株式会社	船舶用業務用装置購入	26	随意契約	-
5	東京計器株式会社	船舶用業務用装置購入	21	随意契約	-
6	日鋼特機株式会社室蘭事業所	巡視船武器整備(延命関係)	21	随意契約	-
7	三井造船株式会社	測量船昭洋定検追加修理	17	随意契約	-
8	古野電気株式会社	船舶用業務用装置購入	16	随意契約	-
9	函館どつく株式会社函館造船所	測量船昭洋臨時修理	7	随意契約	-
10	山陽造船企業株式会社	測量船臨時修理	6	随意契約	-

C. 地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	船舶用水道料	5	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 公益法人(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	10	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E. 民間事業者(1085社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社りゅうせき	船舶用燃料購入	3,187	3	97.0%
2	新潟原動機株式会社(高速)	船舶用主機関修理、交換部品購入	787	2	97.0%
3	関東タス(株)	船舶用燃料購入	628	2	97.0%
4	林兼石油株式会社	船舶用燃料購入	283	3	99.2%
5	南星石油株式会社	船舶用燃料購入	262	7	99.7%
6	京都府漁業協同組合連合会	船舶用燃料購入	257	1	96.3%
7	サノヤス造船株式会社	船舶用主機関修理、交換部品購入	206	3	96.9%
8	株式会社アベキ	船舶用燃料購入	198	2	99.9%
9	中川物産株式会社	船舶用燃料購入	193	2	98.9%
10	石川県漁業協同組合	船舶用燃料購入	172	1	97.9%

F. 民間事業者(2410社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サノヤス造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	758	随意契約	-
2	三井造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	507	随意契約	-
3	サンセイ株式会社下関工場	巡視船定検修理、自活用電力料等	379	随意契約	-
4	内海造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	312	随意契約	-
5	新潟造船株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	205	随意契約	-
6	函東工業株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	199	随意契約	-
7	東北ドック鉄工株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	175	随意契約	-
8	新潟原動機株式会社(高速)	巡視船定検修理、自活用電力料等	172	随意契約	-
9	向島ドック株式会社	巡視船定検修理、自活用電力料等	168	随意契約	-
10	株式会社神田造船所	巡視船定検修理、自活用電力料等	124	随意契約	-

G. 地方公共団体(145団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡市	船舶用水道料	4	随意契約	-
2	石垣市	船舶用水道料	4	随意契約	-
3	塩釜市	船舶用水道料	3	随意契約	-
4	新潟県	船舶用水道料	2	随意契約	-
5	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
6	福島県	船舶用水道料	1	随意契約	-
7	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
8	福島県	船舶用水道料	1	随意契約	-
9	鹿児島市	船舶用水道料	1	随意契約	-
10	小樽市	船舶用水道料	1	随意契約	-